

第3章 都市の将来像

本章では、都市づくりの将来像として、都市づくりの理念及び目標を設定し、目指すべき都市の全体構想を立案します。

3.1 都市づくりの理念

住民と行政の協働で都市づくりを進めるにあたって、その方向性を共有するため、概ね20年後の都市の姿(将来像)を以下に示します。「美浜町都市計画マスタープラン」では、上位計画である「第5次美浜町総合計画」に基づき将来像を設定します。

高度経済成長とともに発展してきた本町も、平成17年の国勢調査をピークに人口は減少傾向に転じました。また、近年は人口減少、少子高齢化、長引く経済不況など、社会を取り巻く状況は厳しさを増していることから、住民とともに、社会経済状況の変化に主体的に対応できる『持続可能なまちづくり』を目指していく必要があります。

本町の豊かな自然は、住む人や訪れる人の心にあたたかさや安らぎを与え、そこに住むことの魅力につながります。里山や海に囲まれた豊かな『自然』は、誇れるまちの資源であります。また、祭りなどの伝統文化が引き継がれ、住民間の付き合いやふれあいの風土もしっかりと根付いています。文化と風土を支える『ひと』も、まちの大切な資源といえます。

これからのまちづくりでは、超高齢社会を迎える中で『ひと』がいつまでも元気で生き生きと暮らしていくこと、知恵と技と想いを持って『自然』を守り育てていくこと、にぎわいがあふれ、住んでよかったと実感できる『まち』を創っていくことが重要です。

さらに、住んでよかったと実感できるまちづくりを進めていくために、本町に住み、働き、学ぶ全ての『ひと』が、自ら主体的にまちづくりに参画する意欲にあふれ、互いに協力しながら安心・安全で元気なまちを育んでいくことが期待されます。

本町では、まちの将来像=まちづくりの理念に基づいて、多様な主体が互いの役割と責任を確認しながら、支えあいと活気に満ちた『協働』による持続可能なまちづくりを推進していきます。美浜町都市計画マスタープランにおいても、この「第5次美浜町総合計画」で掲げる将来像「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」を基本的な理念とし、まちづくりを進めていきます。

ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま
～自然との共生+心～

3.2 都市づくりの目標

美浜町都市計画マスタープランにおいては、都市づくりの理念に基づき、4つのまちづくりの目標を設定し、その実現に向けて住民とともに取り組んでいきます。

都市づくりの目標

【目標1】 自然を活かし安心・安全なまちづくり

【目標2】 教育・スポーツを中心とした連携まちづくり

【目標3】 産業経済に活力のあるまちづくり

【目標4】 参画と協働によるまちづくり

【目標1 自然を活かし安全・安心なまちづくり】

本町の海岸や里山などを保全しつつ、計画的な土地利用を通じて、まちの基盤と骨格をつくります。そのため、まちの発展の基礎となる道路、交通、港湾、公園緑地、排水処理施設など、都市施設の整備を図り、住みやすく快適なまちを目指します。また、南海トラフ巨大地震、大型台風などの大規模な災害から、全ての住民が安心して安全に暮らすことのできるように、防災対策などの充実を図ります。

【目標2 教育・スポーツを中心とした連携まちづくり】

本町の中央部には、町内外の交流の場として、体育館・グラウンド等を併設する総合公園と図書館があります。奥田地域には、日本福祉大学美浜キャンパス、さらに新たな活動拠点として、美浜町運動公園の建設が進んでいます。世代を超えて、多くの人が学び、スポーツを通じた交流、健康が実現できる場を創出します。また、これらの地域と町の中心として位置付ける河和地域との連携を図り、教育・スポーツを中心とした活力あるまちづくりを展開します。

【目標3 産業経済に活力のあるまちづくり】

まちを支える基幹産業である農業・水産業・観光業の振興を図るとともに、後継者の育成やさらなる付加価値の向上、都市との結びつきの強化などを通じて、次の世代につなぐことのできる魅力ある産業としての基盤整備を推進します。また、商業・工業の活性化を図り、まち全体として働く場を創出し、元気なまちを目指します。

【目標4 参画と協働によるまちづくり】

地域主権の流れを積極的に受け止め、自立した住民自らが主体的にまちづくりを担っていくことができるように、住民参画やNPO活動を支援します。また、多様な住民ニーズを的確に把握し、自助・共助・公助の適切な機能分担に対応できる効率的な行財政運営を図り、参画と協働を基軸としたまちを目指します。さらに、PPP/PFI事業など民間活力の導入を検討、まちの活性化を図ります。

3.3 将来推計人口

本町は、昭和 50 年代に名古屋鉄道の知多新線が野間駅まで延伸し、その後、日本福祉大学が総合移転するなど、急速に人口が増加してきました。しかし、本町の人口は平成 17 年をピークに減少傾向に転じ、平成 27 年の国勢調査では 23,575 人となっています。若い世代の流出を防ぐ子育て環境の整備に取り組み、自然資源やコミュニティなども活用しながら、住んでよかったと実感できるまちづくりを推進し、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口と「第 5 次美浜町総合計画」を踏まえ、令和 12 年(2030 年)の将来人口を設定しています。

将来人口 2030 年 ⇒ 20,000 人



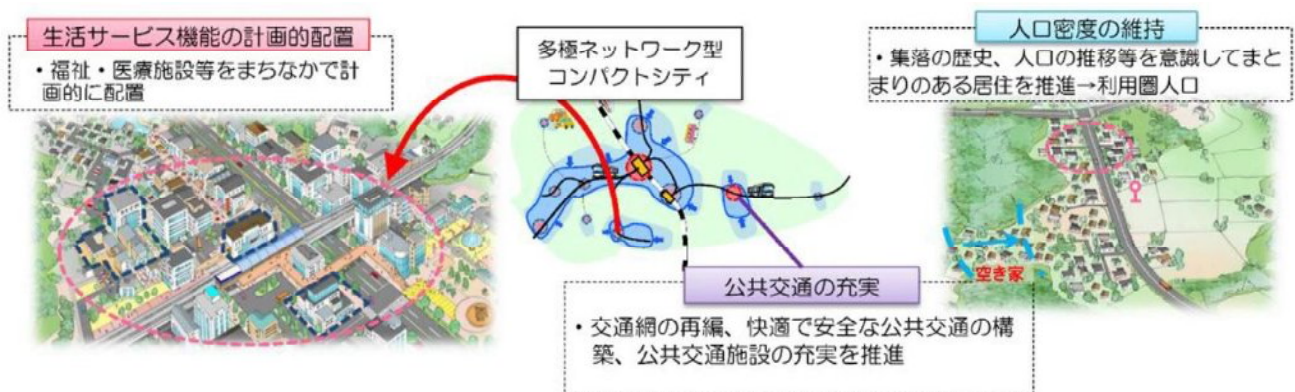
3.4 全体構想

3.4.1 将来都市構造の方向性

人口減少や少子高齢化が進行する社会情勢下において、公共交通サービスや行政サービスを持続的に維持するため、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となります。この様な課題を踏まえ、「公共交通の利便性向上」や「公共交通の利便性の高い場所に生活利便施設を集約」といった公共交通を軸とした都市づくりを推進していくため、「集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)」の形成に向けて、計画の見直しを行います。

【集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)の考え方】

生活利便施設(医療・福祉・商業施設等)や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により生活利便施設にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する都市づくりを目指します。



資料:国土交通省「立地適正化計画の説明会資料(平成27年6月1日時点版)」

※参考【立地適正化計画とは】

全国的な人口減少や高齢化等を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進していくことが重要となります。

このため、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むため、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画制度」が創設されました。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく、「新しいまちづくり計画」であり、都市計画マスタープランの一部と見なされる計画です。

「美浜町都市計画マスタープラン」の改定にあたり、今後の人口減少下においても持続可能な都市づくりを推進していくため、将来都市像として「都市拠点(点)」、「都市軸(線)」、「土地利用ゾーン(面)」の構成要素を中心に「集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)」の形成に向けた検討(立地適正化計画)を進めていきます。

3.4.2 将来都市構造の構成

将来都市構造は、美浜町の特徴や骨格を概念的に表して、目指すべき将来の都市の姿「将来都市像」※1を示すもので、一般的には「都市拠点(点)」「都市軸(線)」「土地利用ゾーン(面)」の3つの要素で構成されています。また、将来都市構造図に基づき、道路や都市施設等の整備方針を定めることとなります。

※1：国土交通省「都市計画運用指針」で市町村マスタープランの全体構想に含める項目のひとつとして示されています。

【将来都市構造図の構成】

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都市拠点(点)</p>	<p>≪都市拠点とは≫</p> <p>①都市拠点は、「特徴的な都市機能等が集積し、将来の都市づくりの核となる地区」を“点”で概念的に示しています。</p> <p>②都市拠点の位置づけに基づき、都市施設等の整備方針を定めます。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都市軸(線)</p>	<p>≪都市軸とは≫</p> <p>①都市軸は、「人の移動や交流の流れの方向」を“線”で概念的に示しています。</p> <p>②都市軸の位置づけに基づき、道路等の整備方針を定めます。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">土地利用ゾーン(面)</p>	<p>≪土地利用ゾーニングとは≫</p> <p>①ゾーンは、「自然地形や土地利用形態等の特性に基づく地域のまとまり」を“面”で概念的に示しています。</p> <p>②「第5次美浜町総合計画」の基本構想の一つである“土地利用の方向性”を基に、「都市計画マスタープラン」で見直しを行います。</p>	

3.4.3 将来都市構造

(1) 拠点の設定

鉄道、港、インターチェンジ、行政サービス施設、公共公益施設、複合商業施設、大規模事業所においては、都市活動を支える拠点機能として位置づけ、これらの拠点機能の配置・集積状況を踏まえ、都市の拠点(地区)を設定します。

【拠点の内容】

拠点	各拠点の説明
中心拠点	交通結節点、都市施設、商業施設等が集積し、多くの人が利用するエリアです。河和駅周辺、知多奥田駅周辺の徒歩圏を拠点範囲として位置付け、利便性、快適性に優れた都市空間の創出を図ります。
地域生活拠点	中心拠点とともに交通結節点である上野間駅周辺、布土、野間地域の中心部を「地域生活拠点」として位置付け、利便性、快適性に優れた生活空間の創出を図ります。
地域活力拠点	美浜インターチェンジ近くのエリア、河和漁港の周辺を「地域活力拠点」として位置づけ、産業機能(工業・商業)を誘致・集積し、地域の新たな活力拠点の創出を図ります。
交流拠点	食と健康の館周辺、ジョイフルファーム鶴の池を「交流拠点」として位置づけ、多くの人が集い交流する場の創出を図ります。
教育・スポーツ拠点	総合公園及び運動公園、日本福祉大学美浜キャンパス周辺を「教育・スポーツ拠点」として位置づけ、多くの人が学び、スポーツを通じ交流、健康を実現できる場の創出を図ります。

(2) 土地利用ゾーニングの設定

平成17年をピークに人口が減少に転じており、まちの活力を維持するために、人口減少を抑制、交流人口や関係人口の増加を促す土地利用計画が重要となります。「住宅・商業ゾーン」に該当する地域については、都市機能の集約や良好な住環境の維持及び形成を図りつつ、産業誘致に伴う雇用者の受け皿として、河和駅周辺や知多奥田駅周辺に市街地整備を計画しています。ただし、将来の人口動向と土地利用の方針の整合を図ることが目的となります。

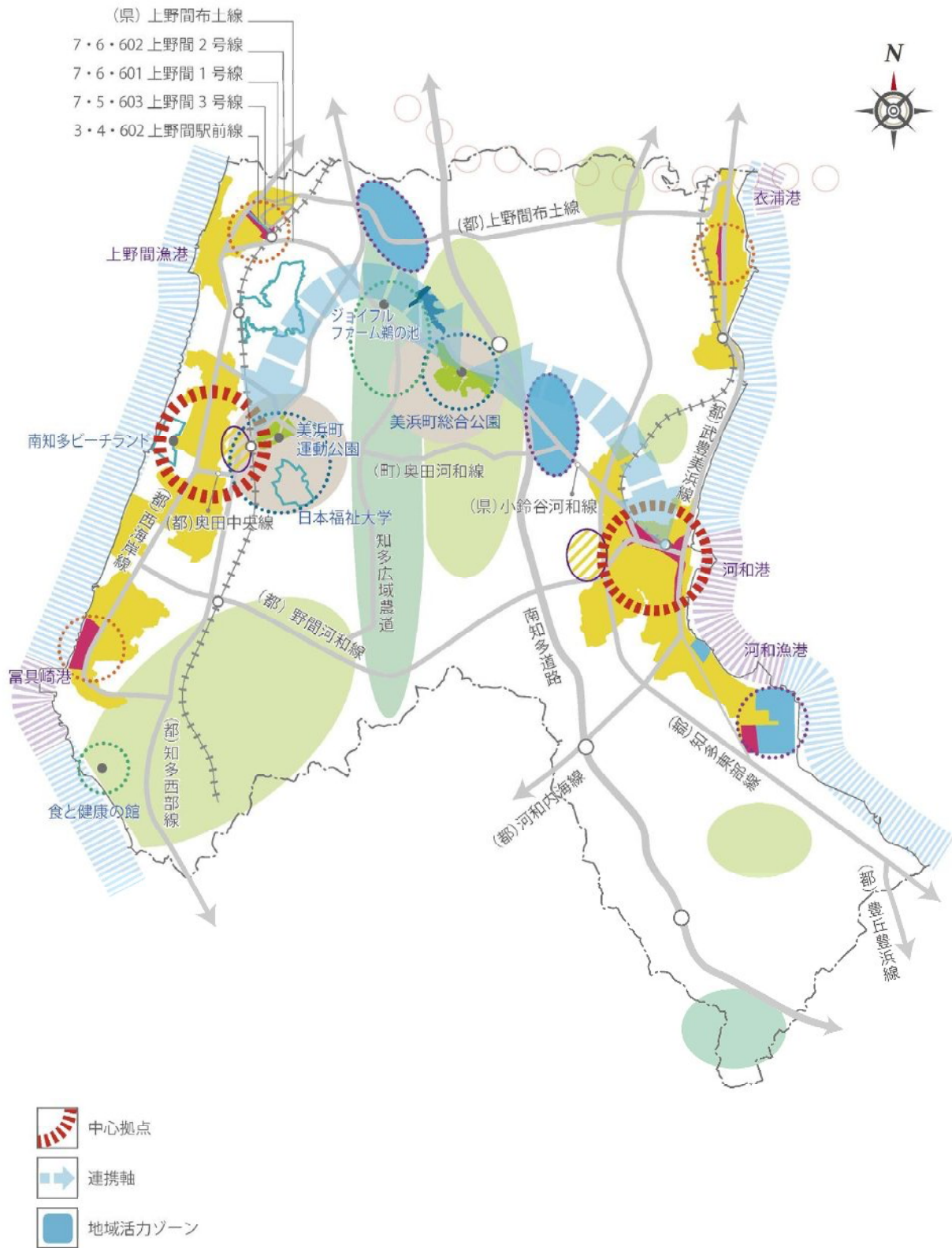
また、地元企業の集積や産業を誘致する候補地としての「地域活力ゾーン」、市街化調整区域の主な農地である「農業ゾーン」、山林や農業用ため池などの自然地である「緑地・レクリエーションゾーン」、グリーン・ツーリズムといわれる観光農業を行う「観光農業ゾーン」があります。

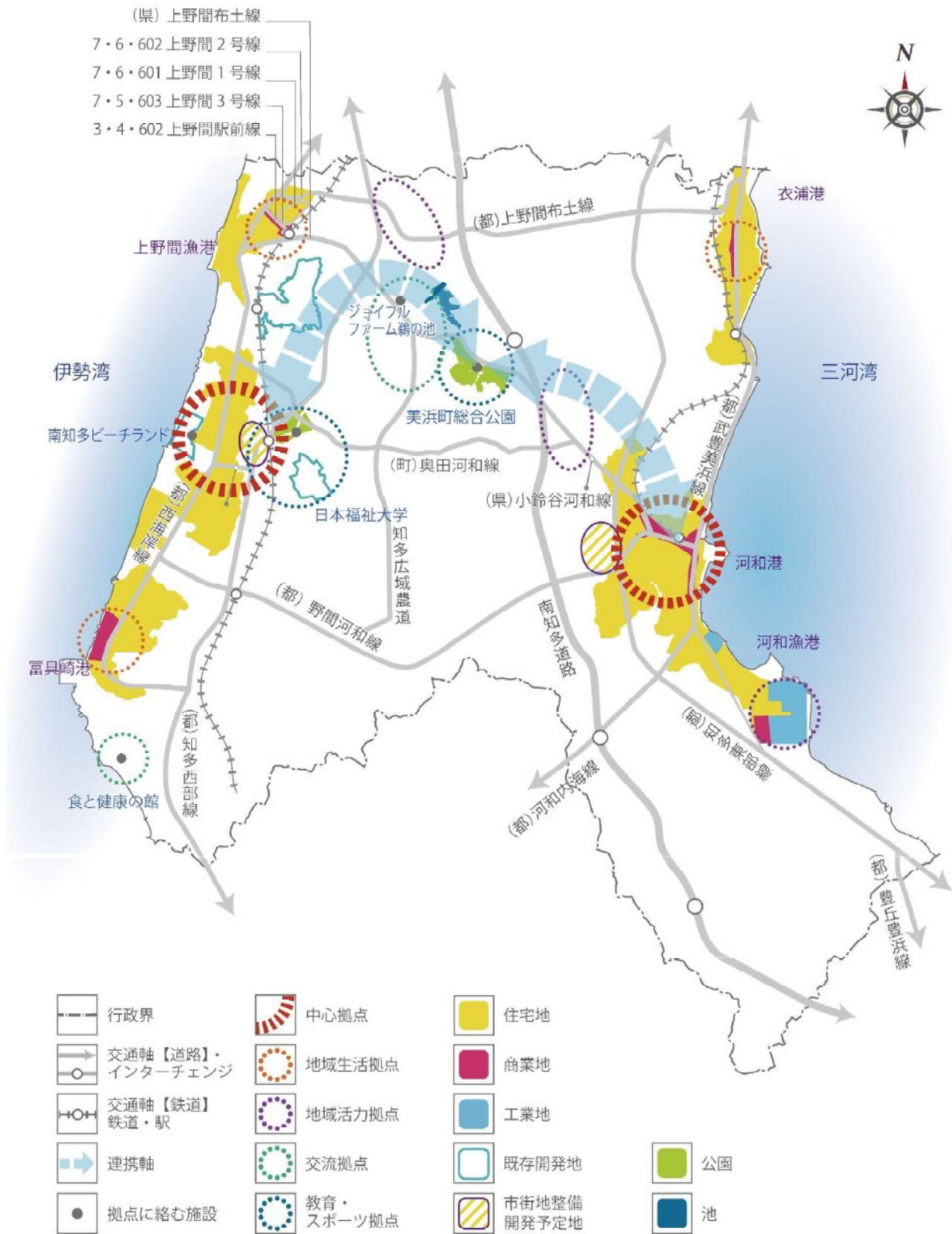
さらに、日本福祉大学美浜キャンパス、美浜町総合公園、美浜町運動公園を中心に、「教育・スポーツゾーン」に位置づけ、町内の東西区域からの教育の場やスポーツを楽しむ場として、また、町外からの交流人口、関係人口が集う場の創出を図ります。以下に各ゾーンの方針を記載します。

【土地利用ゾーニング一覧表】

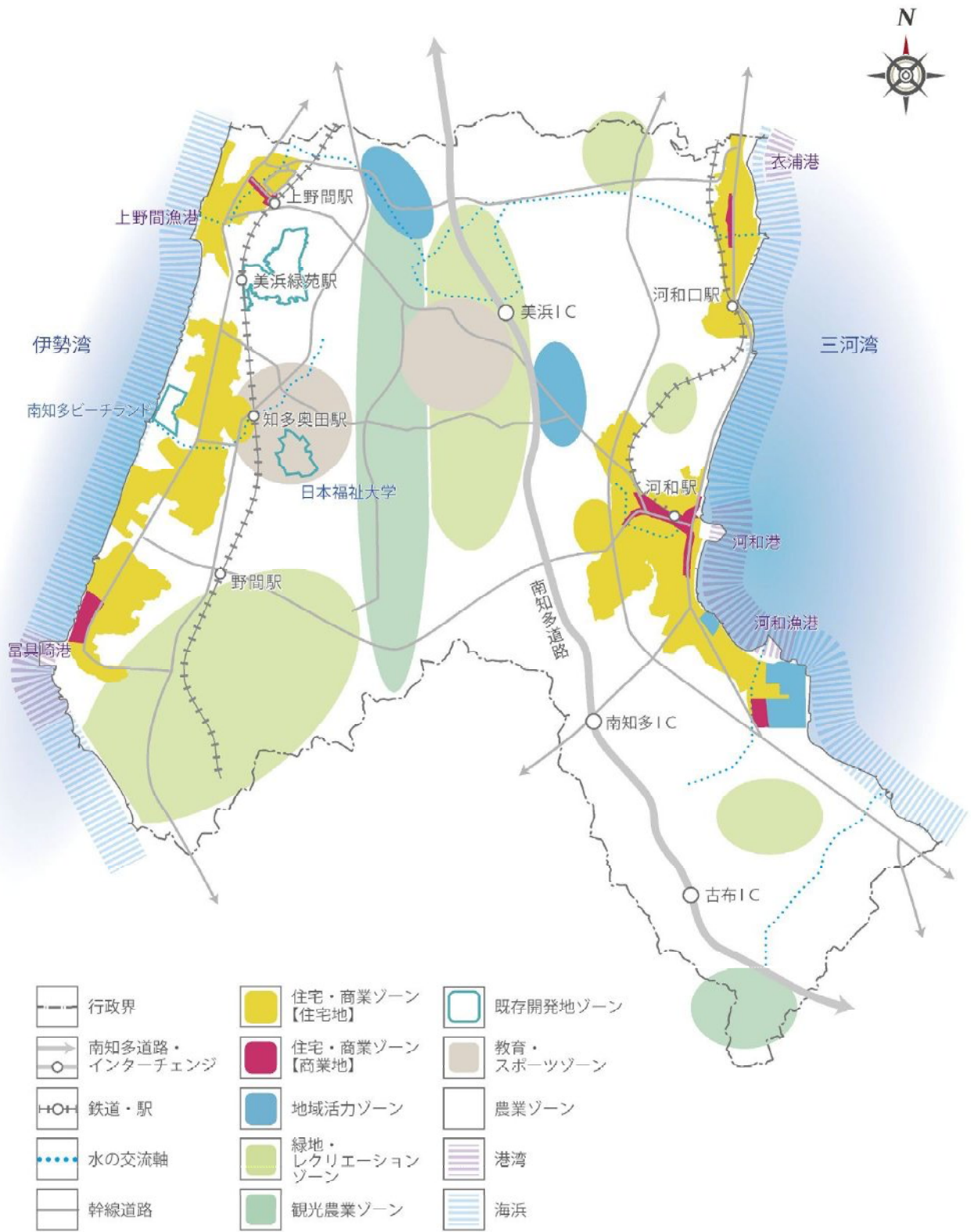
ゾーニング	各ゾーンの方針
住宅・商業ゾーン (住宅地)	<ul style="list-style-type: none"> ・美浜町の各地域の核となるゾーンとして、居住の促進や都市機能の維持・向上を図ります。また、知多奥田駅周辺は、利便性や都市機能を高めるだけでなく、景観や自然環境の保全にも配慮した整備を図ります。
住宅・商業ゾーン (商業地)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の買い物需要に対応した商業機能や都市機能を高める整備を図ります。 ・観光地としての交流人口の宿泊施設、商業施設の整備を図ります。
地域活力ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と調和した優良な企業の誘致や地元企業の育成・集積など、地域の活力の維持・向上と雇用の場の確保につながる基盤整備を図ります。
農業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地の利活用を推進し、農業経営の安定化と地域の活性化のために、農家への必要な支援や加工品づくりなどの基盤整備を図ります。また、地域住民や都市住民が年間を通じて農産物や農作業に親しめる空間としての整備も図ります。
緑地・レクリエーションゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・上野間地区の鵜の池及び美浜町総合公園の周辺などは、本町の魅力ある資源として自然環境を保全しつつ、自然を活用したレクリエーションや交流、憩いの場の拠点として整備を図ります。
観光農業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・農業交流拠点を中心とした里(美浜の里)として、グリーン・ツーリズムの展開など、景観や農産物等の地域資源を活かした都市と農村との交流推進を図ります。
既存開発地 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・既存開発地(美浜緑苑)の住環境の維持に努めます。
教育・スポーツ ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・日本福祉大学と地域との交流をより深めながら、学園都市としての機能を高めるため、知多奥田駅周辺については、駅周辺の整備を図ります。また、美浜町運動公園整備を推進し、周辺土地利用の整備、交流人口や関係人口の増加を図ります。 ・美浜町総合公園周辺においては、周辺施設との連携により拠点性を高めるとともに、未供用部分の整備を進めながら図書館や体育館を中心に教育・スポーツの活性化を図ります。

3.4.4 将来都市構造図





【都市拠点】



【土地利用ゾーニング】

3.5 分野別都市づくりの方針

土地利用、交通体系、市街地整備、都市施設、都市防災、都市景観など分野別の現状と課題を踏まえ、都市づくりの方針を整理します。

3.5.1 土地利用の方針

(1)基本方針

本町は、地形的に三河湾側と伊勢湾側の沿岸部の平地と、内陸部の丘陵地とに大きく分けられます。沿岸部の平地では住宅や商業施設、工場、公共公益施設などの立地が見られ、内陸部の丘陵地では森林や農地など、緑豊かな環境が残されています。

人口減少や少子高齢化が進行する社会情勢下において、公共交通サービスや行政サービスを持続的に維持するため、また、地域活力を向上していくために、「集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)」を推進します。具体的には、豊かな自然環境と良好な農地を後世に受け継ぐとともに、良好な居住環境の保全や生活利便機能の充実、雇用の創出、宅地需要に対応した受け皿の確保などを図ります。併せて、駅周辺に都市機能施設の立地を促進、誘導していくために、立地適正化計画の策定を検討します。

(2)整備・誘導・保全の方針

a)市街化区域

市街化区域内における土地利用は、前述の将来都市構造に基づき、「住宅地」「商業地」「工業地」に区分して、以下の方針のもと適切な土地利用を図ります。

【住宅地】

住宅地(住宅・商業ゾーン)は、定住促進に向け、良好な居住環境の維持・形成を図ります。幹線道路の沿道においては、地域住民の日常生活を支える生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住宅地の形成を図ります。

【商業地】

商業地(住宅・商業ゾーン)は、地域住民や観光客を対象とした商業機能の集積、商業機能や都市機能の充実を図ります。

【工業地】

工業地は(地域活力ゾーン)、地域の活力の維持・向上と雇用の場の確保に向け、産業の誘致・集積を図ります。

b)市街化調整区域

市街化調整区域においては、基本的には開発を抑制する区域ですが、前述の将来都市構造に基づき「農業」「観光農業」「緑地・レクリエーション」「教育・スポーツゾーン」に区分して、以下の方針のもと適切な土地利用を図ります。

【農業(自然地)】

ゾーニングで示した農業(自然地)は、良好な居住環境の維持や営農環境及び自然環境の保全に努めます。集落においては、周りの自然との調和を保ちながら、居住環境の維持に努めます。

【観光農業】

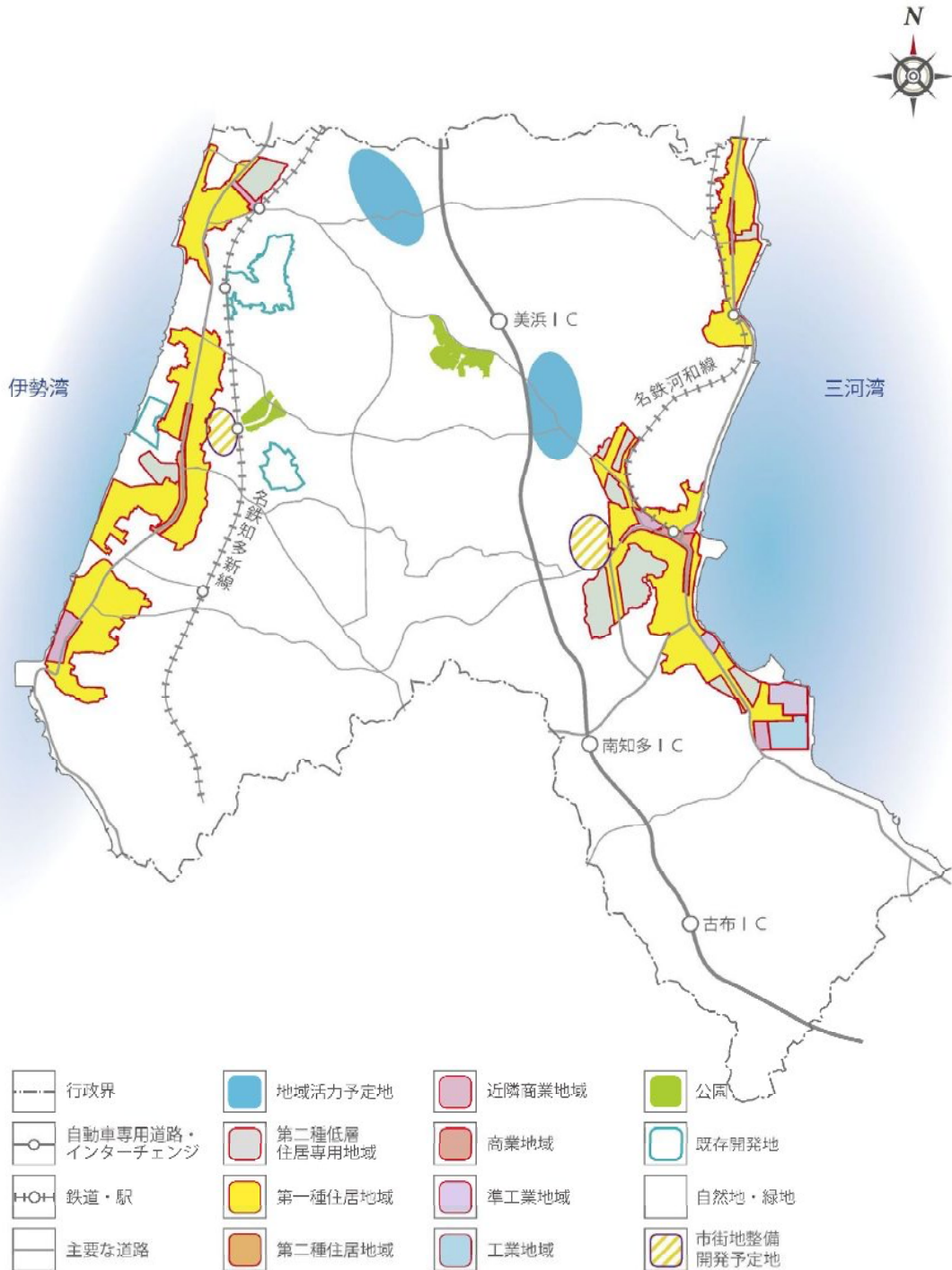
果樹園等の農業、観光農園、観光レクリエーションなど多面的な活用に向け、都市的土地利用の抑制に努め農地を保全します。

【緑地・レクリエーション】

内陸部に広がる丘陵地一帯においては、森林が有する水源涵養や治水とともに、都市的土地利用の抑制に努め樹林地を保全します。

【教育・スポーツ】

美浜町総合公園及び美浜町運動公園、日本福祉大学美浜キャンパス周辺で多くの人が学び、スポーツを通じ交流、健康となる場の整備を図ります。



【土地利用計画図】

3.5.2 交通体系

(1)基本方針

広く知多地域では、知多半島道路、南知多道路が南北軸を、知多横断道路が東西軸を形成しています。本町でも、これらの道路を活用し、物流・工業機能の集積を高めるとともに、歴史・文化資源やスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源の対流を促し、交流・物流拠点と知多地域を結ぶ西知多道路や名浜道路など広域幹線道路網の充実を促進します。

また、幹線道路網は、人やモノの流れを活性化させ、都市の活力を創造する動脈であり、都市の骨格を形成、経済活動や日常生活を支える社会基盤であることから、道路の段階構成^{※2}を考慮しつつ、土地利用の誘導や居住環境の形成など多面的な機能と役割を踏まえた整備を促進します。特に本町の基幹産業のひとつである観光を下支えするため、各拠点の機能充実とあわせて、施設間のネットワーク構築を進めます。また、道路には防災空間や防災機能としての役割があり、災害時の避難路や物資の輸送のために必要な移動空間の確保に向けた道路整備を推進します。

一方、鉄道や路線バスなど既存の公共交通についても、高齢化社会における移動手段の確保や、環境負荷の軽減など社会的な課題を踏まえ、維持、充実に向けての利用促進に必要な整備を検討します。さらに、本町では、河和港から三河湾内の島々や伊良湖岬(渥美半島)と結ぶ高速船が運行されており、利用者の利便性の向上を図ります。

※2 道路の段階構成とは、道路を区画道路・補助幹線道路・幹線道路・主要幹線道路等の種別に区分することで、道路網を構成する各道路の機能分担を明確にし、段階的に連絡することでその機能を発揮するとともに、土地利用計画との整合を図ろうとするものです。

(2)整備方針

a)道路

【自動車専用道路】

自動車専用道路は、高速かつ円滑に広域的な都市間を結ぶ役割を担います。本町では、中央部を縦貫している南知多道路が該当します。名古屋方面から本町へのアクセスとして交流や観光、企業誘致等、最も重要な道路であることから関係機関と連携しその機能維持に努めます。

【主要幹線道路】

主要幹線道路は、広域的な交通を効率的に処理し、本町の生活・交流の骨格としての役割を担います。本町では、本町の西部を縦貫する(都)知多西部線、東部に位置する(都)知多東部線と連絡し、南知多インターチェンジへのアクセス道路である(都)河和内海線が該当します。市街地内への通過交通の排除など交通処理の円滑化を図り、生活空間の安全性を高めるため、未整備部分の整備を関係機関と連携して促進します。

【都市幹線道路】

都市幹線道路は、隣接する都市間の交通を円滑に処理し、主要幹線道路とともに本町の生活・交流の骨格としての役割を担います。本町では、本町東部に位置する(都)武豊美浜線が該当します。交通処理の円滑化を図るため、関係機関と連携して未整備部分の整備を促進します。

【地区幹線道路】

地区幹線道路は、町内の各地域を連絡し、主要幹線道路や都市幹線道路を補完する役割を担います。本町では、東西を横断する(都)上野間布土線と(都)野間河和線、本町の西部に位置する(都)西海岸線と(都)奥田中央線、南東部に位置する(都)豊丘豊浜線が該当します。関係機関と連携して未整備部分の整備を促進します。

【補助幹線道路】

補助幹線道路は、主として地域内に配置され、地域内の主要な集散道路として地区幹線道路を補完する役割を担います。本町では(都)上野間駅前線が該当します。この道路においては既に整備済みであり、機能維持に努めます。さらに、防災上の安全性の向上、観光地として交通ネットワークの拡充を目的として、国道247号から海岸までの道路を拡幅、海岸沿いに道路整備を検討します。

【区画道路】

区画道路は、沿道宅地のための交通、供給処理施設の収容等の役割を担います。快適な居住環境の形成や防災、交通安全に配慮した整備に努めます。また、既成市街地内の幅員が狭い道路においては、緊急時や災害時の支障にならないよう、建築行為時の道路後退や空地の有効活用など用地を確保し、道路の拡幅整備を推進します。

【その他の道路】

その他の道路としては県道及び知多広域農道等があり、地区幹線道路を補完する役割を担っています。(県)小鈴谷河和線など、主要な公共公益施設へ連絡する県道においては、関係機関と連携して歩道等の整備を図ります。

b)公共交通機関**【鉄道】**

名鉄河和線及び知多新線においては、だれもが安心して生活するための交通機関であることから、路線の維持、並びに高齢化社会に対応した利便性・快適性の向上が課題となります。利用者の多い河和駅と知多奥田駅においては、交通結節点としての機能を高めるために、自家用車、自転車、バス、タクシーなど、乗り継ぎの円滑化に努めます。また、河和駅及び知多奥田駅は中心拠点、上野間駅は地域生活拠点として位置付けられていることから、都市・地域の中心にふさわしい拠点づくりに努めます。鉄道整備に関しては、引き続き単線区間の複線化や高架駅(上野間駅、野間駅)におけるエレベーターの設置など関係機関へ働きかけます。

【バス】

定期バス路線や巡回ミニバスは、高齢化社会が進み移動が制約される住民が増加することから、重要な交通手段として維持・充実が課題となります。

定期バス路線の維持には、採算性の確保のための安定した利用者数が必要であり、そのために定刻運行や利便性の向上が求められます。運行区間における道路整備やバス停の整備改善など、町民のバス利用者を増やすための環境整備に努めます。

役場や図書館など主要な公共公益施設を連絡する巡回ミニバスは、巡回バス利用者へのニーズ調査に基づいて路線網や運行時間、バス停留所などの見直しを進め、高齢者などの交通弱者が利用しやすいサービスを提供します。また、企業広告を取り入れるなど、経費の負担軽減を目指します。広域行政圏の発達などで隣接町のコミュニティバスの相互利用が必要となった場合には、関係団体との連携を図り、相互乗り入れについて検討します。

c)交通環境の改善

都市基盤としての整備や公共交通の充実とともに、移動の利便性や安全性の向上に向け、鉄道駅などの交通拠点における駐車場・駐輪場の整備や、交通安全施設の設置に取り組みます。



【都市計画道路網図】



【交通体系図】

3.5.3 市街地整備

(1)基本方針

都市基盤の整備・改善によって、幅員の狭い道の解消やバリアフリー化など安全な市街環境の構築と、各種拠点の機能向上や企業立地の受け皿など、活力と魅力ある市街地整備を図ります。「集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)」を形成するため、市街地の再構築や鉄道駅周辺における整備を優先的に行います。これらの事業の実施にあたり、都市基盤の整備・充実とともに、魅力ある美しい都市景観の形成にも配慮した良好な市街地形成を図ります。

(2)整備の方針

市街地においては、居住環境の向上や生活道路の改善、防災等の安全性の強化、商業の活性化、未利用地の計画的宅地化の誘導など、それぞれの地域が抱える課題に応じた整備に取り組みます。防災面や交通環境の面で緊急を要する場合を除き、地区計画や協定など、まちづくりのルールによる規制・誘導型の整備手法を活用し、市街地環境の整備・改善や景観整備を行います。

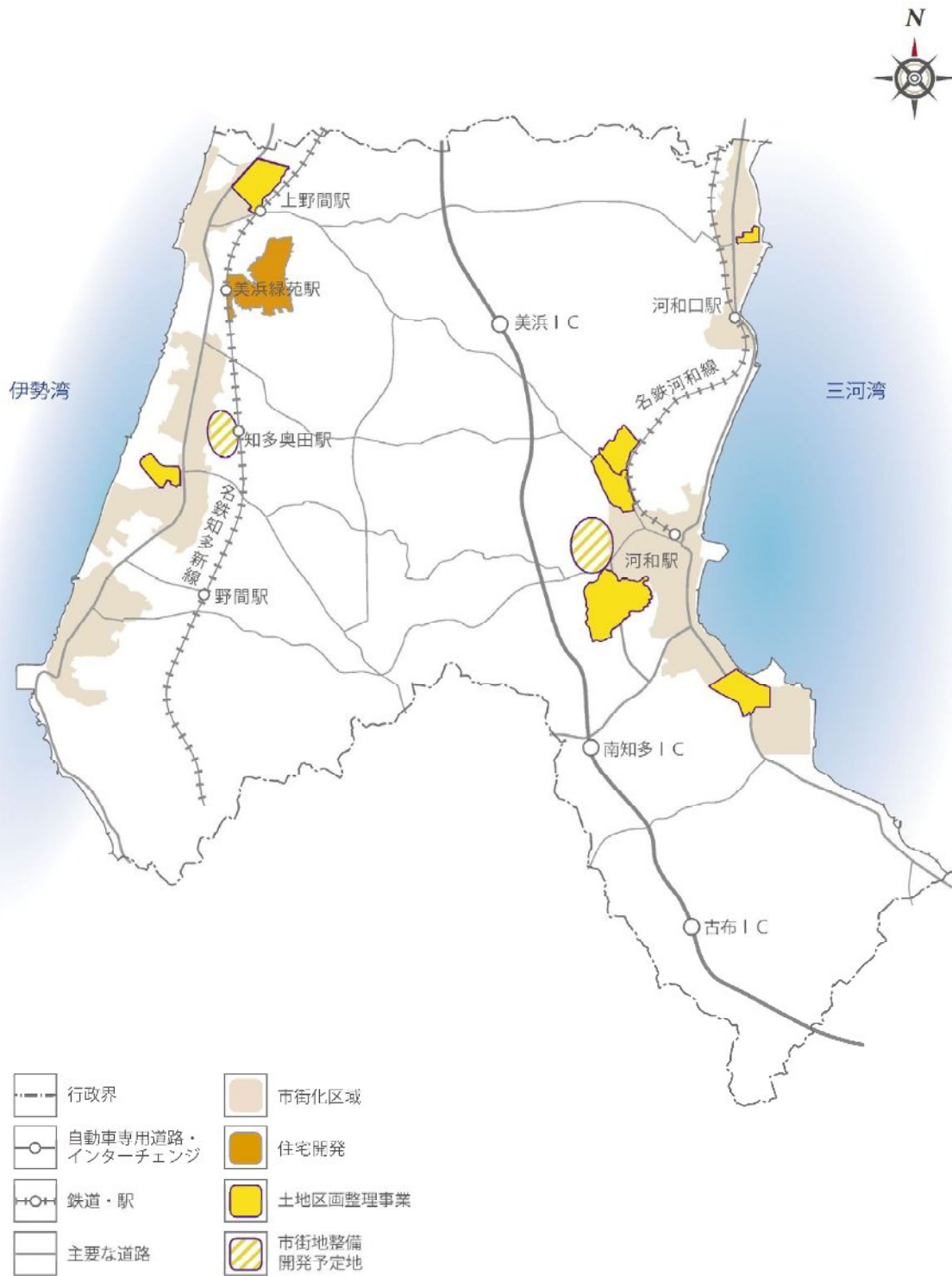
また、河和駅、知多奥田駅周辺の中心拠点においては集客とにぎわいの創造を図ります。地域生活拠点においては、地域の利便性・快適性の確保に向け、地権者や関係機関とともに、交通結節機能、商業機能の強化及び都市景観の向上に資する基盤整備の実施を検討します。

土地区画整理事業や団地開発などで整備された市街地においては、良好な環境を維持していくために、地区計画や協定などの導入を検討します。なお、既に導入している地区においてはその継続に努めます。

「集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)」の形成を基本としつつも、新たな雇用者の宅地需要などの受け皿の候補として、今後の社会経済情勢の変化に合わせ柔軟に対応できるよう、面的整備が計画されている地区においては、事業内容の見直しも含め引き続き検討を行いません。

【中心拠点整備】

町の東側の河和駅周辺の中心拠点に加え、岡ノ脇地区や西側の知多奥田駅周辺は、美浜町運動公園の整備や産業誘致に伴う雇用の拡大に伴い、新たな住宅地を創設する土地区画整理事業などの事業手法を検討します。



【市街地整備図】

3.5.4 都市施設

■公園・緑地

(1)基本方針

本町の都市基幹公園として美浜町総合公園がありますが、現在、供用している7.4haから都市計画決定された16.9haまで拡張・整備を進めていきます。また、もう一つの都市基幹公園として、奥田地域の中心拠点の施設である美浜町運動公園は、令和10年供用開始を目指し、整備を進めています。

市街地においては街区公園が19か所ありますが、その配置や規模は充分ではありません。しかし、児童遊園やちびっこ広場が、公園やオープンスペースの機能を担っております。今後も都市基幹公園の整備推進を視野に入れながら、児童遊園やちびっこ広場、社寺林などを連携させることで地域の公園やオープンスペース機能の充実を図ります。

(2)整備方針

【都市基幹公園・住区基幹公園】

本町の都市計画公園は、総合公園1か所と街区公園19か所が整備されており、住民一人当たりの整備量(供用面積)として、約4.9㎡(平成27年国勢調査人口)であり、「愛知県広域緑地計画」の令和2年度末目標水準13.7㎡/人を下回っています。よって、町民にとって利用頻度の高い総合公園を拡張し、グラウンドを集約、教育・スポーツ拠点にふさわしい整備を進めます。住区基幹公園の街区公園は、機能保全と維持管理に努めます。

また、まちの新たな健康・にぎわい・防災の拠点となる美浜町運動公園の整備については、日本福祉大学と連携しながら進めていきます。さらに、日本福祉大学美浜キャンパスにスポーツ科学部が新設されたことにより交流人口、関係人口が増えることが想定されます。

【その他の公園・緑地】

公園には、子どもの遊び場や地域の交流の場としてのレクリエーション機能のほか、環境保全、防災、景観形成等の役割が求められています。市街地では、児童遊園やちびっこ広場などの小規模な公園が数多く点在し、レクリエーションにおいて一定の機能を有しています。

また、環境保全及び景観形成の面では、町域の約88%が自然公園地域に指定されているとともに、町民の森やため池・河川などの水辺環境、海洋レジャーの中心である砂浜など、住民の生活に密着した形で緑地的な機能が配置されており、環境及び景観においても一定の機能を有しています。

防災面では、市街地内に計画的に配置された一定規模以上の公園がないことから、災害時における避難(一時避難)場所や救助の拠点場所、延焼防止等の機能が不足しています。「美浜町緑の基本計画」の配置方針に基づき、点在する児童遊園やちびっこ広場を再編し、都市基幹公園の整備推進を視野に入れながら、社寺林などと連携・活用することで、地域内で公園が有すべき防災機能を充足させます。

■河川・ため池・海岸

(1)基本方針

本町においては、中央部から三河湾と伊勢湾に流れる二級河川並びに準用河川が水環境の軸となっています。これらの河川は、市街地での生活に身近な自然として、都市に潤いをもたらす役割を担っています。生活圏を通ることから、危険箇所の点検などを行い、必要に応じて未整備河川の改修を促進するとともに、良好な水環境の創出として、水質の浄化や住民が親しめる空間の形成を図ります。

また、三河湾、伊勢湾に面する海岸についても、防災機能の向上を目的とした護岸改修を促進するとともに、本町の優れた資源として海岸線を保全・活用し、海とふれあえる良好な親水空間の形成を図ります。

(2)整備方針

【河川】

河川整備においては、近年の局所的な集中豪雨を踏まえた治水や防災対策を目的とするものと、住民の身近な自然として親水利用を目的とするものに分けられます。治水や防災対策として、河川改修が求められる布土川、五宝川、山王川、杉谷川においては、関係機関と協力して早期整備を図ります。また、山王川中流部については、隣接する美浜町運動公園と一体的な整備を促進します。

【ため池】

ため池整備においては、今後も農地防災面の強化や農業用水としての確保を図るため、耐震化を随時進めていきます。また、地域住民の協力を得ながら、ため池等の適正な維持管理に努めます。

【海岸】

海岸整備においては、台風や地震による高潮や津波から住民の生命や財産の被害防止又は軽減のための防災対策として、関係機関と協力し、護岸の老朽化等に対する海岸整備を図ります。

また、海岸についても、河川と同様にきれいな海辺を取り戻すため、地域住民や観光協会、地元漁協等の協力を得ながら、海岸の環境保全や美化に努めます。

■上下水道・供給処理施設

(1)基本方針

上水道においては、社会情勢などの変化に対応した長期的展望のもと、住民の生活に日常不可欠である水の安定した供給を維持します。

都市下水路においては市街地を浸水被害から守るため、浸水被害の発生の恐れがある地区では既存の水路や河川を有効に利用し、雨水排除に取り組みます。

生活排水においては、河川や海への水質汚濁の防止に向けて、適切な処理に取り組みます。

(2)整備方針

【上水道】

上水道においては、人口減少などに伴う料金収入の減少や施設の老朽化による更新費用の増大により、経営状況が厳しくなることが見込まれることから、安全安心な水道水を将来にわたって安定的に供給し、健全な経営を持続していくため、中長期的な経営の基本計画である「美浜町水道事業経営戦略」に基づき施設の更新、適切な管理を行います。

【下水道】

公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保するためには、生活排水等の汚水を処理することが必要であり、効率のかつ適正な処理に取り組みます。都市下水路においては、今後、必要に応じて整備を行います。

【供給処理施設等】

循環型社会の構築や美しいまちづくりに向け、3R(リデュース(ごみの排出抑制)・リユース(資源の再利用)・リサイクル(再資源化))の取り組みを進めるとともに、地域住民及びボランティアによる環境美化活動を促進します。

ごみ処理施設(知多南部クリーンセンター(南知多町))においては、資源ごみを合理的かつ効率的に処理するため、知多南部衛生組合とともに老朽化に対する施設の維持補修を行います。

また、平成22年4月に、一部地域を1施設に集約し、環境負荷の軽減や施設建設及び運営コスト等の縮減、循環型社会の形成及び地球環境の保全に配慮した広域的組織である一部事務組合「知多南部広域環境組合」が設置されました。現在、2市3町(半田市、常滑市、武豊町、南知多町及び美浜町)の共同事業としてごみ処理場の建設に着手しており、令和4年4月より供用開始の予定です。

知多南部衛生組合が管轄する火葬場は、南知多町と美浜町の2町で構成された組合の火葬場であり、現在は、美浜町河和地区に設置されています。施設設備等築50年以上が経過し、老朽化に伴う整備事業として、新火葬場を令和2年7月より知多南部クリーンセンター(南知多町)の同一敷地内に建設しており、令和4年4月より供用開始の予定です。

し尿処理施設(知多南部衛生センター)においては、現有施設の維持補修を行ない施設の延命化を図りながら、広域的な処理も含めて知多南部衛生組合とともに検討します。

3.5.5 都市防災

(1)基本方針

近年、頻発する大地震や突発的な集中豪雨など、従来では起こりえなかった自然災害が全国各地で多発しています。本町は、以前より「東海地震に係る地震防災対策強化地域」並びに「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による建物の倒壊や火災、津波などの災害から住民の生命、財産を守るため、美浜町地域強靱化地域計画に基づき、防災都市づくりに取り組むことが重要と考えます。

よって、都市の総合的な防災性を高める基盤施設整備を進めるとともに、地域における防災体制づくりなど、災害に強い都市づくりについての方針を定め取り組むものとしします。

(2)整備方針

【都市の防災機能強化】

災害時において、避難所及び救援物資等の集積・配送拠点として機能する公共施設の耐震化を推進します。さらに、防災拠点にアクセスする緊急輸送道路・避難道路においては、都市計画道路の整備、橋梁の耐震化や既存の国道・県道の沿道に立地する建物の耐震化を推進し、その機能確保に努めます。

緊急避難場所として機能する公園においては、「美浜町緑の基本計画」の配置方針に基づき、点在する児童遊園やちびっこ広場を再編し、都市基幹公園の整備推進を視野に入れながら、社寺林などと連携・活用することで、地域内で公園が有すべき防災機能を充足させます。美浜町運動公園については、広域避難場所として整備を進めています。

また、消防施設等の充実に向けた消火栓・防火水槽の整備並びに上水道の耐震化を推進します。

【自然災害への対策】

地震発生後に起こることが想定される津波や高潮においては、護岸等の適切な管理を行います。

一方、丘陵地においては、地震のほか、台風、集中豪雨等を要因とする崖崩れ災害の危険性が高いことから、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等の指定による土地利用の規制を行い、災害による被害防止・軽減に努めます。

また、河川についても、集中豪雨等による洪水、高潮・津波等の水害を最小限に抑えるため、布土川、五宝川、杉谷川、山王川などの整備を促進します。

【防災体制の構築】

中央防災会議で示される地震に対する津波高やハザードマップによる災害危険箇所の公告をはじめ、住民に対し様々な災害情報を提供するとともに、学校や地域の防災訓練などを支援し、住民の防災意識の高揚を促します。

また、火災などの災害や急病時に適切な対応ができるよう、知多南部消防組合とともに、消防団や自主防災会等との連携強化を図ります。

3.5.6 都市景観・環境

(1)基本方針

本町には景観的特徴として、三河湾と伊勢湾に面した自然の海岸線や海岸周辺部の平野部、丘陵地の間に形成された田園とこれらを取り囲む里山によって、自然と調和した風景が残されています。

よって、町民が「ふるさと美浜」として愛着を持てるよう、景観整備の指針作成の上、環境の保全及び良好な自然環境に配慮し、本町の自然と歴史、文化を身近に感じられる景観づくりを推進します。

さらに、海洋レジャーや野間大坊などの名所・旧跡の遊覧が盛んな本町の特徴を活かし、その魅力を発信するため、河和駅などの主要な鉄道駅や河和港、インターチェンジ並びにこれらを結ぶ幹線道路沿道において、本町を訪れた人が美浜の良さを視覚的に感じられる景観整備に努めます。

(2)整備方針

【玄関口にふさわしい拠点づくり】

乗降客数が多いだけでなく、交通結節点として観光客利用が多い河和駅、知多奥田駅並びに上野間駅周辺においては、本町の玄関口であり、顔となる場所であることを踏まえ、景観整備の指針を作成し、魅力的な景観づくりに努めます。

また、美浜インターチェンジと南知多インターチェンジにおいては、周辺に広がる丘陵地の自然的景観と調和した、緑豊かな景観を保全します。

【住宅地景観の形成】

基盤整備が行われた住宅地は、将来に渡って良好な環境を維持するため、地区計画や協定等により魅力ある住宅地の形成に向け、景観の維持・向上に努めます。

【沿道景観の形成】

交通軸は、観光ルートとして多くの観光客を迎え入れる人の流れの主軸となります。そのため、交通軸の沿道は、緑化を推進した落ち着いた雰囲気のある景観づくりに努めます。

【海岸景観の形成】

三河湾や伊勢湾に面する海岸部においては自然の砂浜が多く残っており、また、伊勢湾側では遠浅の海を利用した海苔養殖の風景が広がっています。こうした美しい自然景観を保全するとともに、官民一体となった美化活動の推進等により、海岸景観の保全に努めます。

【歴史的なまちなみ景観の形成】

野間大坊など歴史資源の保全に努め、歴史的なまちなみ景観の保全に努めます。

【田園風景の整備】

本町には内陸部の丘陵地の間に農地が広がっていることから、集落地との調和を図り、良好な景観の保全に努めます。

3.5.7 その他の都市施設

(1)基本方針

教育・文化、福祉施設などは、都市生活や都市機能の維持に欠かせないものです。これらの都市施設は、既存の施設を可能な限り活用していくこととし、地域住民や関係者間の合意形成のもと、それぞれの機能を効果的に発揮できるよう、都市の将来像を見据えた土地利用や、交通施設などの都市計画と整合のとれた適切な配置に努めます。

(2)整備方針

【教育・文化施設】

学校施設においては、少子化の影響で児童数が減少しています。「美浜町小中学校再編のための基本構想」に基づき、適切な教育環境を確保するため、学校施設の規模の適正化を行います。また、耐震性能の維持をはじめ、耐災害性の確保を図ります。

図書館においては、教養・文化を高める施設として、小中学校や住民との連携・参加により多様な学習要求に応えられる環境づくり・体制づくりを推進します。

文化施設においては、住民が各地区で保存・継承されている優れた伝統芸能や文化財に接する機会を持てるよう、芸術文化行事の充実を図るとともに、文化財・史跡の調査・保存・活用に努めます。

【福祉施設】

福祉施設においては、多様化する地域住民の福祉ニーズに対応するため、機能の充実や整備を進めます。介護・高齢者施設においては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関との連携を強化し、在宅福祉に対するサービス体制の充実を図るとともに、働ける場や活動拠点の確保に努めます。

児童福祉施設においては、児童健全育成の拠点として、保育所や児童館の子育て支援の充実に努めるとともに、施設の老朽化に対し、現有施設の維持・修繕を行います。

障害者福祉施設においては、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関とともに保健・福祉医療のネットワークの構築や、地域生活のなかで支援していくためのサービスの供給体制の充実及びその拠点の設置等に努めます。

【火葬場】

火葬場においては、現有施設の維持補修を行ない施設の延命化を図りながら、令和2年7月より、新施設の建設を始めており、令和4年4月に供用開始の予定です。

【町営住宅】

河和団地においては、改修や建替えにより、安全・安心な居住環境の確保を図るとともに、高齢者や障害者の入居に配慮しています。

平成28年には、耐用年数を経過している3棟を解体し、河和第二団地として、子育て世帯、家族世帯用に木造平屋建が10戸、建替えが完了しています。



写真：町営住宅(河和第二団地)